

# 重要事項説明書

## (福祉用具貸与)

ケアファースト株式会社  
いちばん介護  
福祉用具貸与事業所

あなたに対する福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

### 1、事業者の概要

- (1) 法人名 ケアファースト株式会社
- (2) 法人所在地 〒915-0096  
福井県越前市瓜生町31-1  
TEL 0778(22)0055  
FAX 0778(22)8820
- (3) 代表者氏名 前田 栄二
- (4) 設立年月日 平成12年3月23日

### 2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定福祉用具貸与事業所  
指定年月日 平成27年5月1日  
事業所番号 1870300876
- (2) 事業の目的 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 いちばん介護福祉用具貸与事業部
- (4) 事業所の所在地 福井県越前市瓜生町31-1  
TEL 0778(22)0055  
FAX 0778(22)8820
- (5) 管理者氏名 前田 栄二
- (6) 運営方針

- ① 事業所において提供する福祉用具貸与サービスは、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令および告示の趣旨・内容に沿ったものとする。

- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ③ 利用者またはその家族に対し、サービスの内容およびその提供方法について分かり易く説明する。
- ④ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- ⑤ 居宅介護サービスが計画されている場合には、当該計画に沿った福祉用具貸与サービスを提供する。
- ⑥ 従業者は、業務上知りえた個人の秘密を、在職中は勿論のこと退職後も漏洩しないものとする。

### 3、事業の実施地域および営業時間

(1) 営業の実施地域 越前市

(2) 営業日および営業時間

営業日 月曜日～金曜日（但し、祝日、1月1日～3日、8月13日～15日は除く）

営業時間 午前8：15～午後5：15分

### 4、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して福祉用具貸与サービスを提供する職員として以下の職員を配置しております。

① 管理者 1名

当事業所の従業者および業務を一元的に管理する。

② 専門相談員 2名以上

利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

### 5、介護商品の貸与価格

(1) 介護保険対象外品目は全額自己負担となります。

(2) また、次の場合にはご契約者にご了解のうえ、搬入搬出にかかった費用を別途お支払いいただきます。

① 搬入搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合（例：クレーン車の使用等）

② サービス提供地域として登録した地域以外の搬入搬出の場合

③ ご契約者の都合もしくは転居等により、貸与商品の移動を行う場合

(3) サービス利用料金は原則として1ヶ月単位ですが、開始月と終了月の利用料金は次のようになります。

① サービス利用開始月の利用料金

- ・ 契約日とその月の15日以前 : 1か月分の全額
- ・ 契約日とその月の16日以後 : 1ヶ月分の半額

② サービス利用終了月の利用料金

- ・ 終了日がその月の15日以前 : 1ヶ月分の半額
  - ・ 終了日がその月の16日以後 : 1ヶ月分の全額
- ③ 始日と終了日が同じ月内に実行された場合は1ヶ月分全額
- ④ 消費税は、表示利用料金に含まれています。

## 6、キャンセルについて

サービスの利用を中止される場合は、前日までに速やかに下記宛てご連絡ください。  
その際のキャンセル料は無料です。

連絡先	いちばん介護福祉用具貸与事業所
	担当者 管理者 前田 栄二
	TEL 0778-22-0055
	FAX 0778-22-8820

## 7、貸与商品の故障と破損

使用中の貸与商品について、故障や破損が生じた場合には速やかにこれを事業所に通知し、事業者はこれの修理または交換をします。この費用は、原則として事業者負担としますが、利用者の故意または過失により生じた故障や破損については、その修理や交換に伴う費用は利用者が負担するものとします。

## 8、事故発生時の対応

貸与商品の使用により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族および当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に速やかに連絡をとるとともに、必要な措置をこうじます。また、賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 9、苦情の受付について

当事業所の提供する福祉用具貸与サービスに関してのご相談や苦情は下記にて承ります。

### ① 当事業所

担当者	管理者 前田 栄二
電話	0778-22-0055

### ② 越前市

担当課	長寿福祉課
電話	0778-22-3715

### ③ 鯖江市

担当課	長寿福祉課
電話	0778-53-2218

### ④ 福井県国民健康保険団体連合会 介護保険係

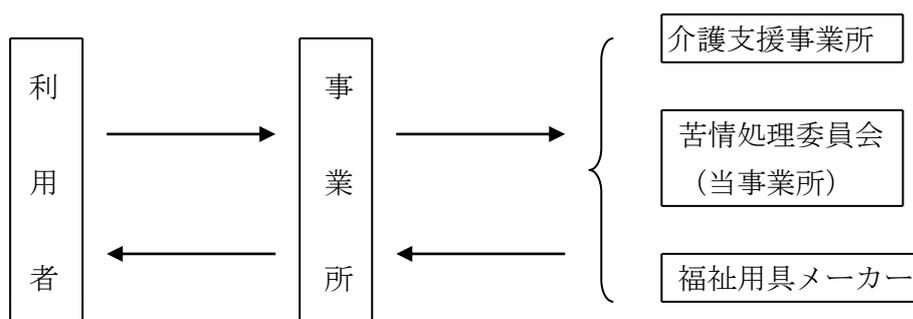
担当課	事業課
電話	0776-57-1614

⑤ その他の苦情受付

第三者委員 吉田 守	第三者委員 吉田 孝伸	第三者委員 舘 幸士郎
---------------	----------------	----------------

当

事業所に持ち込まれた苦情や相談は、管理者が必要に応じて、それぞれの職務者に相談のうえ、速やかに対応する。



\*福井県社会福祉協議会による福祉サービス第3者評価は、受けていません。

1 1. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、介護サービスの提供に対する利用者の人権擁護・虐待防止の等に対応する為、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 法人内の全事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
- (5) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

虐待防止に関する責任者	(職・氏名) 管理者 前田 栄二
-------------	------------------

1 2. 身体拘束のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、当該利用者の又は他の利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (2) 当事業所は管理者を含む「身体拘束委員会」で緊急やむを得ない場合に該当するかどうか十分検討する。
- (3) 拘束する場合でも、利用者本人や家族に対して、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を医師や管理者の立会いのもと、現場責任者から出来るだけ詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
- (4) 事業所は、緊急やむを得ず拘束する場合においても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する事とする。

(5) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

身体拘束防止に関する責任者	(職・氏名) 管理者 前田 栄二
---------------	------------------

令和 年 月 日

福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

説明者

いちばん介護福祉用具貸与事業所

氏 名

印

本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、福祉用具貸与サービスの提供開始に同意します。

利用者

住 所

氏 名

印

家族代表

住 所

氏 名

印